

現代的健康課題を抱える 子供たちへの支援

～養護教諭の役割を中心として～

平成29年3月



文部科学省

はじめに

近年、グローバル化や情報化が急速に進展し、社会が大きく変化し続ける中で、学校においても、子供を取り巻く状況の変化や多様化・複雑化した課題に向き合うため、教職員に加え、多様な背景を有する人材が各々の専門性に応じて学校運営に参画することにより、学校の教育力・組織力をより効果的に高めていくことが求められている。

このような現状認識に基づき、教員が指導力を発揮できる環境を整備し、「チームとしての学校」の力を向上させるための方策について検討がなされ、「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(平成27年12月21日 中央教育審議会答申)」が提言された。

養護教諭は、児童生徒の身体的不調の背景に、いじめや不登校、虐待などの問題が関わっていること等のサインにいち早く気付くことができる立場であることから、児童生徒の健康相談において重要な役割を担っている。

さらに、教諭とは異なる専門性に基づき、心身の健康に課題のある児童生徒に対して指導を行っており、従来から力を発揮していた健康面の指導だけでなく、生徒指導面でも大きな役割を担っている。

これらを踏まえ、文部科学省では、平成28年7月に「これからの養護教諭・栄養教諭の在り方に関する検討会議」を設置し、その中の「養護教諭ワーキンググループ」において、現代的な健康課題を抱える児童生徒を養護教諭が他の教職員や専門スタッフとも連携しつつ、支援するための手順等について検討してきた。

このたび、この検討結果を踏まえ、「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援 ―養護教諭の役割を中心として―」を策定したので、各教育委員会や各学校において、養護教諭の資質向上や、課題を抱える児童生徒、一人一人のニーズに応じた支援のための資料として御活用いただきたい。

また、各養成機関、教育委員会等において、体系的・計画的な養成・採用・研修により、本冊子で求めている養護教諭の役割を果たすことができる人材を輩出・育成することを期待する。

本冊子の活用について

● 本冊子の目的

この冊子は、児童生徒が抱える様々な現代的な健康課題(※)について、養護教諭に期待される役割と、養護教諭のみならず管理職や学級担任等の全ての教職員が、学校医、スクールカウンセラー(以下「SC」という。)やスクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という。)等の専門スタッフとも連携した取組について示した参考資料である。

本冊子を参考に、地域や学校の実態に応じて対応していただきたい。

(※)児童生徒の現代的な健康課題

この冊子の中で児童生徒の現代的な健康課題とは、肥満・痩身、生活習慣の乱れ、メンタルヘルスの問題、アレルギー疾患の増加、性に関する問題のほか、時代の変化とともに新たに生じる多様な健康課題とする。この他、心身の不調の背景にいじめ、児童虐待、不登校、貧困などの問題が関わっているものも対象としている。

● 本冊子の対象とする教職員等

この冊子は、養護教諭に期待される役割を中心に記載しているが、養護教諭のみならず、学校の全ての教職員、専門スタッフも活用可能な内容としている。

特に、養護教諭については、経験年数に関わらず、どの学校においても必ず果たすことが期待される役割や留意事項等を示している。

● 本冊子の構成

第1章では、児童生徒が抱える現代的な健康課題の状況を踏まえ、児童生徒が生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力について記載し、その力を身につけるための養護教諭の主な取組例を示している。

第2章では、心身の健康の保持増進と健全な発育発達に関して、課題のある児童生徒を早期発見し、支援方針・支援方法の検討・実施、再検討等を通じて、学校全体として児童生徒の課題解決につなげる手順等について示している。

第3章では、第1章及び第2章に挙げる取組について、学校全体で効果的に実施することができるか、自己点検の流れについて示している。

目次

はじめに

第1章 児童生徒の心身の健康の保持増進に向けた取組	1
第2章 学校における児童生徒の課題解決の基本的な進め方	5
ステップ1 対象者の把握	6
1 体制整備	
2 気付く・報告・対応	
ステップ2 課題の背景の把握	14
1 情報収集・分析	
2 校内委員会におけるアセスメント	
ステップ3 支援方針・支援方法の検討と実施	19
1 支援方針・支援方法の検討	
2 支援方針・支援方法の実施	
ステップ4 児童生徒の状況確認及び支援方針・支援方法等の再検討と実施	23
1 児童生徒の状況確認及び支援方針・支援方法等の再検討と実施	
第3章 自己点検	26
1 基本的な考え方	
2 自己点検等の流れ	
【資料編】	30

児童生徒の心身の健康の 保持増進に向けた取組

現在の児童生徒には、肥満・痩身、生活習慣の乱れ、メンタルヘルスの問題、アレルギー疾患の増加、性に関する問題など、多様な課題が生じている。また、身体的な不調の背景には、いじめ、児童虐待、不登校、貧困などの問題が関わっていることもある。

このような多様化・複雑化する児童生徒が抱える現代的な健康課題については、専門的な視点での対応が必要であり、養護教諭が専門性を生かしつつ中心的な役割を果たすことが期待される。さらに、これらの健康課題に対応する取組は、学校における教育活動全体を通じて行うことが必要であり、学校の全ての教職員が連携して取り組むことが重要である。

また、これらの現代的な健康課題に関わる養護教諭の役割としては、児童生徒の健康課題を的確に早期発見し、課題に応じた支援を行うことのみならず、全ての児童生徒が生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力を育成するための取組を、他の教職員と連携しつつ日常的に行うことが重要である。

本章では、児童生徒が生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力を育成するため、養護教諭が他の教職員等と連携して行う主な取組について記載した。

基本的な考え方

養護教諭は、児童生徒が生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力を育成するために、教職員や家庭・地域と連携しつつ、日常的に、「心身の健康に関する知識・技能」「自己有用感・自己肯定感(自尊感情)」「自ら意思決定・行動選択する力」「他者と関わる力」を育成する取組を実施する。

児童生徒が生涯にわたって健康な生活を送るためには、規則正しい生活習慣を身に付けるとともに、日常的に起こる健康課題やストレスに適切に対処できる力など、自らの心身の健康の保持増進を図るために必要な知識・技能を身に付けることが必要である。また、心身の健康にとって望ましい行動を選択するためには、自分自身を大切にすることや、物事を様々な角度から慎重に考え判断すること、目標を決めて実現のために努力すること、家族や仲間と良い人間関係を保つことなどが必要である。

これらの「心身の健康に関する知識・技能」「自己有用感・自己肯定感(自尊感情)」「自ら意思決定・行動選択する力」「他者と関わる力」を児童生徒に育成するために、養護教諭は他の教職員や学校医等の専門スタッフと連携し、学校において様々な取組を行うとともに、家庭や地域における取組を促すことが求められる。

なお、ここでは養護教諭が日常的に行っている健康管理の取組(健康観察、救急処置、疾病管理等)については示していないが、児童生徒の心身の健康を支える重要なものであり、健康管理と以下のような取組を組み合わせ、学級担任等と連携を図りながら、健康な生活を送るために必要な力を児童生徒に育んでいく必要がある。

健康な生活を送るために、児童生徒に必要な力

心身の健康に関する
知識・技能

自己有用感
自己肯定感
(自尊感情)

自ら意思決定
行動選択する力

他者と関わる力

支える

S
S
W

S
C

学級担任、
栄養教諭等の
教職員

管理職

養護教諭

学校医

保護者

地域住民

※児童生徒を支えるために適切に連携し、それぞれの役割を果たすことが重要

心身の健康の保持増進を教育活動の基盤とすることにより、
児童生徒が安心して生活を送ることができる

養護教諭が中心となって行うことが期待される取組例を以下に示すので、参考にし、地域や学校、児童生徒の実情を踏まえ、取り組んでいただきたい。

心身の健康に関する知識・技能

- 基本的な生活習慣を形成するための指導(運動・食事・睡眠等)や心身の発達について理解できる指導の充実を図る。

基本的に授業は教諭が行うものであるが、例えば、保健教育にチーム・ティーチング(以下「TT」という。)で参加・協力する、個別の保健指導を実施する、保健指導用の資料を作成する、保健だよりや掲示物等により児童生徒に対する啓発を行う、などの取組を行う。

特に、心のケア(強いストレスを受けた時の対処方法)に関する保健指導にTTとして協力する場合、例えば、強いストレスを受けたときに起こる心や体の変化、ストレス対処方法(誰かに相談する、おしゃべりする、体を動かす、音楽を聴く等)について、発達段階に応じて指導することは効果が期待できる。※「学校における子供の心のケア～サインを見逃さないために～」P12～P15参照

自己有用感・自己肯定感(自尊感情)

- 委員会活動の中で健康に関する発表を行うことや1年間を通して継続的に取り組む活動、例えば、給食後の歯みがき活動により、児童生徒に成果や達成感を感じさせる。※「[生きる力]を育む小学校保健教育の手引き」P62～P67、「[生きる力]を育む高等学校の保健教育の手引き」P72～P77参照
- 学校生活の中で、「友達の良いところ探し」や「地域でのボランティア活動」等を通して、互いの良いところを認め合うことや、他者の役に立っていると感ずることのできる機会を提供し、児童生徒の自己有用感が高められるよう努める。
- 自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設ける。例えば「苦手な友達に自分の気持ちを伝える」「『やめて』と言えるようになる」など、保健室で児童生徒と練習した後、実際に対処させる。

※「教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引」P39事例6参照

自ら意思決定・行動選択する力

- ・ 児童生徒が、「自分なりの不安や悩みの解決策」「自分らしい意思決定」ができるようにするため、健康相談や保健指導を通して、自分について見つめたり、考えたりすることを支援する。(気持ちのコントロール方法、ストレスへの対処方法など)
※「教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引」P46事例10参照
- ・ 学級活動の中で、児童生徒が自ら決定した健康に関わる個人目標に対して、目標が達成できているか具体的な実践内容についての振り返り、それを踏まえた次の新たな目標設定などについて、事後指導等で学級担任と連携して支援する。
※「[生きる力]を育む中学校保健教育の手引き」P52～P55参照

他者と関わる力

- ・ 保健室来室の際、自分の体の状態を伝えられるように保健指導する。
- ・ 保健室での健康相談を通して、「こんな言葉を使うと友達はうれしいよ」「こうしてあげるともっとうれしいよ」といった他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。
※「教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引」P48事例11参照
- ・ 児童生徒会活動(委員会活動等)でペア歯みがきや、地域の小学校や保育所等での異年齢交流、老人福祉施設等での体験学習等に取り組むことにより、地域の人々との交流や他者を尊重し、共によりよい集団生活や社会生活を築こうとする態度を育てる。

児童生徒は、情報化、国際化などの社会環境や生活環境の急激な変化の中で、常に成長しており、様々な課題に直面している。そこで、心身の健康の保持増進と健全な発育発達に関する課題が生じた時、初期対応をいかに迅速に適切に行うか、継続的に支援を行っていくかについては、第2章を参考にしていきたい。

学校における児童生徒の課題解決の基本的な進め方

本章では、様々な健康課題を抱える児童生徒が、どの学校においても課題解決に向けた支援を確実に受けるため、次の4つのステップを基本に、養護教諭、管理職、学級担任等、教職員以外の専門スタッフが果たす役割についてまとめている。なお、ここでは、学校における基本的な流れを示したものであるため、障害のある児童生徒への教育支援、緊急で対応する必要があり学校で独自に手順が示されている場合や、いじめや不登校、児童虐待など法令等で対応方法が定められているものについては、別途定められている手順に従って対応していただきたい。

ステップ 1

対象者の把握

1 体制整備

養護教諭は、関係機関との連携のための窓口として、コーディネーター的な役割を果たしていくことが重要である。

2 気付く・報告・対応

養護教諭は、日頃の状況などを把握し、児童生徒等の変化に気付いたら、管理職や学級担任等と情報を共有するとともに、他の教職員や児童生徒、保護者、学校医等からの情報も収集する。児童生徒の健康課題が明確なものについては、速やかに対応する。

ステップ 2

課題の背景の把握

1 情報収集・分析

養護教諭は、収集・整理した情報を基に専門性を生かしながら、課題の背景について分析を行い、校内委員会に報告する。

2 校内委員会におけるアセスメント

養護教諭は、校内委員会のまとめ役を担当する教職員を補佐するとともに、児童生徒の課題の背景について組織で把握する際、専門性を生かし、意見を述べる。

ステップ 3

支援方針・支援方法の検討と実施

1 支援方針・支援方法の検討

養護教諭は、健康面の支援については、専門性を生かし、具体的な手法や長期目標、短期目標等について助言する。

2 支援方針・支援方法の実施

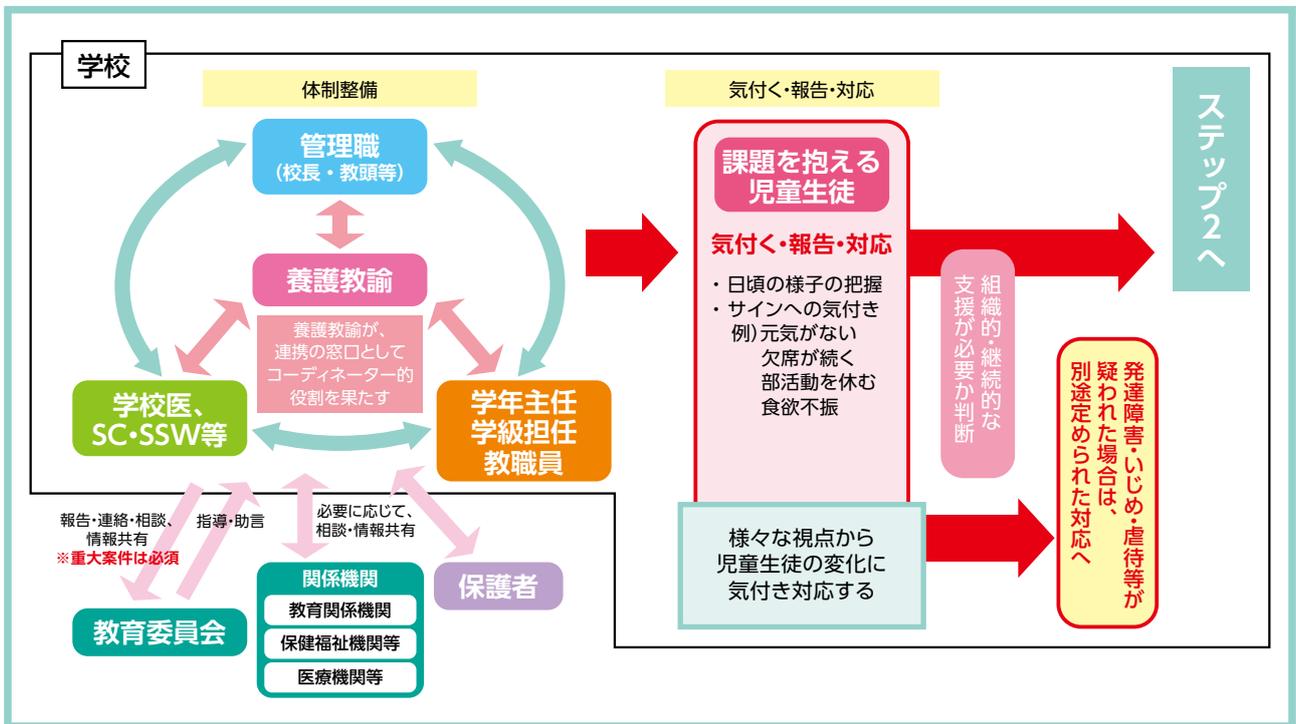
養護教諭は、課題のある児童生徒の心身の状態を把握し、必要に応じ、健康相談や保健指導を行う。

ステップ 4

児童生徒の状況確認及び支援方針・支援方法等の再検討と実施

児童生徒の状況確認及び支援方針・支援方法等の再検討と実施

養護教諭は、これまでの支援に基づく実施状況等について、児童生徒の課題が正確であったか、その他の原因は考えられないか、新たな要因が生じていないかなど、情報収集及び分析を行い、支援方針・支援方法を再検討するに当たり、児童生徒にとって有効なものになるか、専門性を生かし助言する。



1 体制整備

(1) 基本的な考え方

心身の健康の保持増進に関して、課題を抱えた児童生徒を学校で確実に把握するため、養護教諭が中心となり、児童生徒の健康観察で把握しなければならない基本的な項目について、全教職員及び保護者に対して周知するとともに、学校内及び地域の関係機関（教育関係機関・保健福祉機関・医療機関等）との連携について、学校として体制を整備しておく。その際、養護教諭が関係機関との連携のための窓口として、コーディネーター的な役割を果たしていくことが重要である。

(2) それぞれの役割

① 養護教諭

養護教諭は、

- ・ 誰でも（児童生徒、保護者、教職員等）いつでも相談できる保健室経営を行う。
- ・ 医学的な情報や現代的な健康課題等について、最新の知見を学ぶ。
- ・ 地域の関係機関とも連携できるような関係性を築く。
- ・ 地域の関係機関をリスト化し、教職員等に周知する。

養護教諭は、管理職や学級担任等に対して、

- ・ 気になる児童生徒の学級での様子について聞く。
- ・ 医学的な情報や現代的な健康課題の傾向等を的確に伝える。特に、日常の健康観察のポイントや、危機発生時は児童生徒が異なったサインを出すことなどを周知する。

養護教諭は、保護者に対して、

- ・ 家庭での健康観察のポイントや保健室はいつでも誰でも相談できること、相談できる関係機関について、学校通信や保健だより、学校保健委員会活動等を活用して常に発信する。

②管理職(校長、教頭等)**管理職(校長、教頭等)は、**

- ・ 養護教諭や学級担任等の教職員に対し、一人で児童生徒の問題を抱え込まず、必ず情報共有を行うように常に伝える。
- ・ 全教職員が情報共有できる場(職員会議等)を年間計画に位置付けるなど、教職員が連携できる体制整備や気軽に相談できる雰囲気醸成する。
- ・ 学校として、地域の関係機関との連携を推進する。
- ・ 支援の必要な児童生徒の把握方法やその課題の分析方法、指導や支援方法などを学ぶため、各課題の専門家を招へいするなど、校内研修等を開催する。

③学級担任等**学級担任等は、**

- ・ 児童生徒の変化にいち早く気付ける立場にあることを常に意識し、観察する力の向上に努める。
- ・ 健康観察を通して、児童生徒に自他の健康に興味・関心をもたせ、自己管理能力の育成を図る。

④教員以外の専門スタッフ**学校医やSC・SSW等は、**

- ・ 学校が児童生徒に対する指導や支援を行うために必要な内容は、学校全体で管理することが基本となるため、把握した児童生徒に関する情報は学校に提供する。
- ・ 学校へ情報提供するために、必要に応じ、保護者や児童生徒の同意を得ておく。

⑤学校の設置者(教育委員会等)**学校の設置者(教育委員会等)は、**

- ・ 学校が抱える課題に対して、適切に対応できる体制を支援する。
- ・ 教員の資質向上のための研修を企画する。

<留意点>

- ・ 全ての教職員は、緊急時に状況の判断と働きかけを適切にできるようにするため、日頃の児童生徒をよく観察し関わりをもっておく。
- ・ 養護教諭や学級担任は、児童生徒の状況を必ず記録に残し、学年の移行期には確実に引き継ぎを行う。また、校種間連携で得た情報についても組織で共有する。なお、引き継ぎについては、本人・保護者の同意を得ることが原則である。引き継ぎを望まない場合であっても、その理由を聞きつつ、引き継ぐことの利点やどのような内容であれば可能かについて、話し合うなど丁寧に対応することが求められる。

<いじめ、自殺、児童虐待、保護者の養育に関する問題への対応>

① いじめ

- ・ いじめの発見・通報を受けた教職員は、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」(いじめ防止対策推進法第22条)で情報共有し、組織で指導・支援体制を組む。重大事態(※)については、いじめ防止対策推進法第28条により対処する。

(※)重大事態とは

- ・ いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめの防止等のための基本的な方針」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により対応する。(資料編P31参照)

② 自殺

- ・ 自殺の危険性の高い児童生徒に気付いたときは、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」により組織で指導・支援体制を組む。自殺が起きたときは、「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」により対応する。(資料編P31、32参照)

③ 児童虐待等

- ・ 児童虐待を受けたと思われる児童生徒を発見した場合は、速やかに、市区町村、児童相談所等に通告しなければならない。(児童虐待防止法第6条)
- ・ 児童虐待の発生予防のため、要支援児童等(※)と思われる児童生徒を把握したときは、当該児童生徒の情報をその所在地の市町村に提供するよう努めなければならない。(児童福祉法第21条の10の5)

(※)要支援児童等の定義

児童福祉法第6条の3第5項に規定する、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

<障害のある児童生徒への教育支援>

「教育支援資料」(平成25年10月、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)等を参考に、教職員が当該児童生徒の障害の特性や教育的ニーズ等への理解を深めつつ、特別支援教育コーディネーターを中心とする適切な協力・連携体制のもとで対応する必要がある。なお、特別支援教育における養護教諭の役割等については、「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気付き、支え、つなぐために～」(平成29年3月、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)を参照のこと

2 気付く・報告・対応

(1) 基本的な考え方

児童生徒の健康課題の早期発見・早期対応は、問題の深刻化を防止するとともに、スムーズな解決にもつながる。

教職員等は、全ての児童生徒の学校生活の様子を丁寧に観察し、児童生徒の心身の健康状態の変化や児童生徒のサインを、できる限り早期に発見することに努める。変化やサイン等を発見した場合には、その情報を関係者で速やかに共有するとともに、管理職に報告する。

管理職、学級担任、養護教諭等は、児童生徒の健康課題に速やかに対応するとともに、児童生徒の状況の変化を丁寧に把握する。

管理職は、児童生徒の状況の変化を踏まえ、児童生徒の抱える健康課題が重大なものであり、学校全体による継続的な支援が必要なものであるかどうかを判断する。

(2) それぞれの役割

① 養護教諭

養護教諭は、

- ・ 保健室だけにとどまらず、校内を見回ることや部活動等での児童生徒の様子や声かけなどを通して、日頃の状況などを把握するよう努める。
- ・ 児童生徒や保護者の変化に気付いたら、管理職や学級担任等に報告・連絡・相談するとともに、他の教職員や児童生徒、保護者、学校医等からの情報も収集する。
- ・ 児童生徒の健康課題に速やかに対応するとともに、児童生徒の状況の変化を丁寧に把握する。

② 管理職(校長、教頭等)

管理職(校長、教頭等)は、

- ・ 校内を見回ることや気になる児童生徒に声をかけるなど、日頃の児童生徒の様子を把握する。
- ・ 養護教諭や学級担任等から児童生徒や保護者の変化の報告を受けたら、他の教職員等からも情報収集を行うとともに、全教職員で情報を共有する場を設ける。
- ・ 児童生徒の状況の変化を踏まえ、児童生徒の抱える健康課題が重大なものであり、学校全体で継続的な支援が必要であるか判断する。(⇒必要と判断した場合はステップ2へ)
- ・ 学校として、地域の関係機関との連携を推進し、必要に応じ関係機関等からも、情報収集を行う。

③ 学級担任等

学級担任等は、

- ・ 授業や学級の活動だけにとどまらず、休み時間や部活動の時間などからも、児童生徒の日頃の様子を把握するよう心がける。(例えば、生活ノートや雑談等から把握した交友関係や悩み等について、学年主任、養護教諭等と情報を共有する)
- ・ 児童生徒や保護者の変化に気付いたら、管理職や学年主任、養護教諭等に報告・連絡・相談するとともに、様々な情報の収集を行うよう心がける。
- ・ 学級担任は、児童生徒の健康課題に速やかに対応するとともに、児童生徒の状況の変化を丁寧に把握する。

④ 教員以外の専門スタッフ

学校医やSC・SSW等は、

- ・ 日常の様子から心配な児童生徒に気付いた場合は、児童生徒との面談等を行う。
- ・ 受診内容や相談内容について、学校との情報共有が必要なものについては、情報を提供する。
- ・ 学校へ情報提供するために、必要に応じ、保護者や児童生徒の同意を得ておく。

⑤ 学校の設置者(教育委員会等)

学校の設置者(教育委員会等)は、

- ・ 学校からの報告・連絡・相談に対して、必要な指導・助言等を行う。

<留意点>

- ・ 児童生徒は、自分の気持ちを言葉ではなく、頭痛や腹痛などの身体症状や行動等で表すことが少なくない。
- ・ いじめられている等の悩みを抱える児童生徒は、周りに打ち明けないことや、相談しないことがある。
- ・ 「おとなしい子」「頑張っている子」だからという先入観にとらわれず、様々な視点から子供を観察し、「無理をしていないか」などと声かけをする配慮が大切である。

【気づきのポイント(いじめ)】

保存版 いじめのサイン
発見シート

監修 森田洋司氏 大阪公立大学名誉教授/いじめ防止基本方針策定協議会委員

多くの子どもたちが、だれにも相談できずにいる「いじめのこと」。言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中に、これまでとちがった行動や態度などが現れます。「いじめのサイン発見シート」を使ってふだんの生活とのちがいを確認してください。

朝 (登校前)

※チェック欄は2回、もしくは2人で決まるように2つあります。

- 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- 遅刻や早退がふえた。
- 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。

夕 (下校後)

- ケータイ電話やメールの返信音におこえる。
- 勉強しなくなる。集中力がない。
- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をはしがる。
- 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。

お子さまのようすはいかがですか？

夜間 (就寝後)

- 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- 服がよごれていた、やぶれていたりする。

夜 (就寝前)

- 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- 学校や友達の話がへった。
- 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- パソコンやスマホをいつも気にしている。
- 理由をはっきり言わないアザやキズがある。

■「いじめ」をしていますか？

いじめられる側になっていると、次のようなサインが出ていることがあります。

- 言葉づかいが悪くなる。言うことをきかない、人のことをばかにする。
- 買ったおぼえない物を持っている。
- 与えたお金以上のものを持っている、おこづかいでは買えないものを持っている。

クラス替えなど環境の変化には特に注意が必要です。

4月はクラス替えで新しい友達ができるなど、子どもにとって環境が大きく変わる月です。学校生活を楽しく過ごせる友達ができるかどうか、注意して見守る必要があります。また、転校などのタイミングにも注意してください。

休み明けの変化を見逃さないようにしましょう。

夏・冬休みの終わりごろから新学期が始まる時期に、登校をいやがったり、元気がなくなったりしていないか、子どものようすの変化に注意する必要があります。日曜日から月曜日にかけても同じです。

※チェック項目は参考例です。お子さまやご家庭の実態に合わせて、ご活用下さい。

「あれ？」
もしかしてと
思ったら...

- 子どもにとって良い相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- ようすがおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。
「無視しろよ」「大したことはない」「あなたにも悪いところがある」「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」

ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校へ相談しましょう。

相談窓口 24時間子供SOSダイヤル なやみいおう
24時間全国どこからでも悩みを相談することができます。 **0120-0-78310**
☆平成28年4月より、通話料が無料になりました。

【気付きのポイント(要支援児童等)】

別表3

虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等(「要支援児童等」)の様子や状況例【学齢期以降】

- このシートは、要支援児童等かどうか判定するものではなく、あくまでも目安の一つとしてご利用ください。
- 様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。
- 支援の必要性や心配なことがある場合には、子どもの居住地である市町村に連絡をしてください。

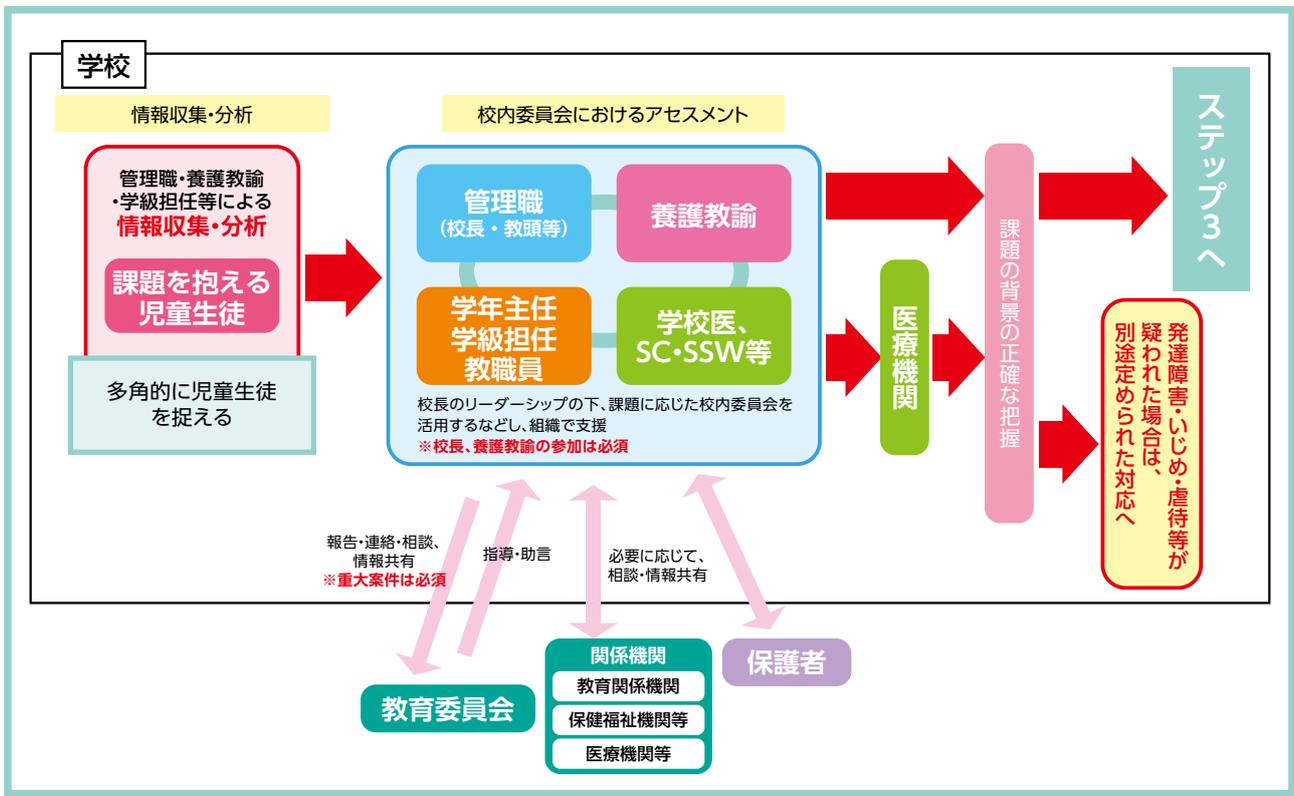
	☑ 欄	様子や状況例
子どもの様子	健康状態	不定愁訴、反復する腹痛、便通などの体調不良を訴える。 夜驚、悪夢、不眠、夜尿がある。(学齢期に発現する夜尿は要注意)
	精神的に不安定	警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。 過度に緊張し、教員等と視線が合わせられない。 教員等の顔を伺ったり、接触をさげようとしたりする。
	無関心、無反応	表情が乏しく、受け答えが少ない。 ボーっとしている、急に気力がなくなる。
	攻撃性が強い	落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。 他者とうまく関わらず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる。 大人に対して反抗的、暴言を吐く。 激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である。
	孤立	友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。
	気になる行動	担任の教員等を独占したが、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める。 不自然に子どもが保護者と密着している。 必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。 自暴自棄な言動がある。
	反社会的な行動(非行)	深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す。
	保護者への態度	保護者の顔を窺う、意図を察知した行動をする。 保護者といるとおどおどし、落ち着きがない。 保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。
	身なりや衛生状態	からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。 季節にそぐわない服装をしている。 衣服が破れたり、汚れている。 虫歯の治療が行われていない。
	食事の状況	食べ物への執着が強く、過度に食べる。 極端な食欲不振が見られる。 友達に食べ物をねだることがよくある。
	登校状況等	理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。 きょうだいの面倒を見るため、欠席・遅刻・早退が多い。 なにかと理由をつけてなかなか家に帰りがたらない。

		☑ 欄	様子や状況例
保護者の様子	子どもへの関わり・対応		理想の押しつけや年齢不相応な要求がある。
			発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている。
			「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。
			子どもの発達等に無関心であったり、育児について拒否的な発言がある。
	きょうだいとの差別		きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。 きょうだいで服装や持ち物などに差が見られる。
	心身の状態 (健康状態)		精神科への受診歴、相談歴がある。(精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない) アルコール依存(過去も含む)や薬物の使用歴がある。 子育てに関する強い不安がある。 保護者自身の必要な治療行為を拒否する。
	気になる行動		些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。 被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。 他児の保護者との対立が頻回にある。
学校等との関わり		長期にわたる欠席が続き、訪問しても子どもに会わせようとしない。 欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある。 学校行事への不参加、連絡をとることが困難である。	
家族・家庭の状況	家族間の暴力、不和		夫婦間の口論、言い争いがある。 絶え間なくけんかがあったり、家族(同居者間の暴力)不和がある。
	住居の状態		家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。 理由のわからない頻繁な転居がある。
	サポート等の状況		近隣との付き合いを拒否する。 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。
【その他 気になること、心配なこと】			
※参考事項	経済的な困窮		保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている。
	生育上の問題		未熟児、障害、慢性疾患、発育や発達の遅れ(やせ、低身長、歩行や言葉の遅れ等)が見られる。
	複雑な家族構成		親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況(結婚、離婚を繰り返す等)
	きょうだいが著しく多い		養育の見通しもないままの無計画な出産による多子
	保護者の生育歴		被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている。
	養育技術の不足		知識不足、家事・育児能力の不足
	養育に協力する人の不在		親族や友人などの養育支援者が近くにいらない。
	妊娠、出産		予期しない妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産
	若年の妊娠、出産		10代の妊娠、親としての心構えが整う前の出産

※不適切な養育状況以外の理由によっても起こる可能性の高い事項のため、注意深く様子を見守り、把握された状況をご相談ください

ステップ2

課題の背景の把握



ステップ2

1 情報収集・分析

(1) 基本的な考え方

ステップ1で学校全体による継続的な支援が必要と判断された児童生徒について、適切な支援方針・支援方法を検討するため、課題の背景をより詳細に把握することが重要である。そのために、児童生徒に関わる学級担任や養護教諭、管理職、専門スタッフは様々な方法で情報収集に努めるとともに、その情報をそれぞれの立場から分析する。

(2) それぞれの役割

① 養護教諭

養護教諭は、

- ・ 保健室で得られる情報 (健康観察、保健室利用状況、健康相談結果、当該児童生徒の生活時間や家庭での食事状況などの心身の健康に関する調査結果など) を整理する。
- ・ 学級担任や保護者から、友人関係や家庭の経済状況、教職員との関係、学習状況などの様々な情報を収集する。
- ・ 必要に応じ、関係機関等からも情報収集を行う。
- ・ 収集・整理した情報を基に、専門性を生かしながら、課題の背景について分析を行う。

②管理職(校長、教頭等)

管理職(校長、教頭等)は、

- ・校内委員会で課題の背景を正確に把握するため、教職員及び専門スタッフに対し、各立場から情報を収集すること及び分析することを指示する。
- ・学校として、地域の関係機関との連携を推進し、必要に応じ関係機関等からも情報収集を行う。
- ・必要に応じて教育委員会に報告・連絡・相談を行う。

③学級担任等

学級担任等は、

- ・日常の健康観察の状況を把握しておく。
- ・児童生徒の友人関係や家庭の経済状況、教職員との関係、学習状況などについて整理する。
- ・他の児童生徒、保護者等からも情報を収集する。
- ・収集・整理した情報を基に、課題の背景について分析を行う。
- ・分析した結果を校内委員会でわかりやすく報告する。

④教員以外の専門スタッフ

学校医やSC・SSW等は、

- ・学校から提供された情報を基に、課題の背景を把握し、それぞれの専門性を生かして分析する。

⑤学校の設置者(教育委員会等)

学校の設置者(教育委員会等)は、

- ・学校からの報告・連絡・相談に対して、必要な指導・助言等を行う。

<留意点>

- ・「身体や精神面の特徴」「学習・行動の様子」「本人を取り巻く環境・家族の思い」等、アセスメントに必要な項目について、「主な心身の課題把握事項(参考例)」(資料編P47参照)を活用するなどして、漏れがないよう注意する。
- ・関係機関等に情報を求める場合、学校として情報提供を求めることを基本とし、校内委員会で内容を検討する。

2 校内委員会におけるアセスメント¹

(1) 基本的な考え方

当該児童生徒の健康課題についてアセスメントするため、管理職や学級担任、養護教諭等の関係教職員等が参加する校内委員会（既に学校に組織されている場合は、既存の組織を活用）を開催する。

校内委員会においては、校長のリーダーシップの下、教職員等が収集・分析した児童生徒に係る情報を集約し、児童生徒の健康課題の背景を正確に把握する。

児童生徒の健康課題の背景を踏まえて、次の方向性を校内委員会において検討する。

※健康課題の背景に、発達障害・いじめ・虐待等が確認された場合には、別途定められた対応を行う。例えば、当該児童生徒の健康課題の背景に発達障害を含む障害がある場合については、特別支援教育に関する校内委員会（「特別支援教育の推進について（通知）」（平成19年4月1日）参照）を活用し、特別支援教育コーディネーターを中心とする校内支援体制の整備、個別の教育支援計画等の作成・活用等を通じ、障害の特性や教育的ニーズ等を踏まえた支援を行う。

(2) それぞれの役割

① 養護教諭

養護教諭は、

- ・ 校内委員会に参加し、疑問点等については必要に応じ発言し、確認する。
- ・ 児童生徒の健康課題の背景について組織で把握する際、養護教諭の専門性を生かし、的確に意見を述べる。
- ・ 分析をした結果を校内委員会でわかりやすく報告する。（出席状況や保健室利用状況などをグラフに表すなどの工夫をする）

② 管理職（校長、教頭等）

管理職（校長、教頭等）は、

- ・ 校内委員会に必ず参加する。また、養護教諭を参加させ、児童生徒の健康面の情報を共有する。
- ・ 課題に対応した校内委員会を活用するなど、健康課題を抱える児童生徒を組織で継続的に支援する体制づくりを推進する。
- ・ 校内委員会のまとめ役の教職員を決定する。
- ・ 報告された情報を基に課題の背景を分析し、支援方針・支援方法を検討する必要があるか判断する。
- ・ 参加者が積極的に発言しやすい環境を整える。

③ 学級担任等

校内委員会のまとめ役の教職員（養護教諭の場合もある）は、

- ・ 報告された内容以外で情報に漏れがないか、各教職員に再確認する。
- ・ それぞれの分析結果を踏まえ、課題の背景で想定されることを絞っていく。

1 アセスメント：解決すべき問題や課題のある事例（事象）の家族や地域、関係者などの情報から、その児童生徒のストレングス（強み）やそのような状態に至った背景について探ること。

学級担任等は、

- ・ 報告された情報を基に、課題の背景を分析する。
- ・ 分析した結果を、校内委員会でわかりやすく報告する。
- ・ 資料や報告された内容に、漏れがないか確認し報告する。

④ 教員以外の専門スタッフ

学校医やSC・SSW等は、

- ・ 校内委員会に参加する際は、それぞれの専門分野から、課題について分析した結果を報告する。
- ・ 校内委員会で報告された情報や分析結果を基に、それぞれの専門性からさらに分析するとともに、必要な助言を行う。

⑤ 学校の設置者(教育委員会等)

学校の設置者(教育委員会等)は、

- ・ 学校からの報告・連絡・相談に対して、必要な指導・助言等を行う。
- ・ アセスメントが適切に行われるよう、学校を支援する。

<留意点>

- ・ 児童生徒の訴え(腹痛や頭痛等)に対しては、病気や障害があるかないか、確かめることが大切である。最初から心の問題と決めつけることがないようにする。
- ・ 児童生徒の課題の背景は複数の要因(家族の経済状況、家族の問題、交友関係、地域性等)が複雑に絡んでいることがある。
- ・ 同じような行動でも、理由や背景によって、必要とされる支援や支援方法が異なることを常に意識する。

(参考 保健室利用状況等の記録(個別)【様式例】)

作成日 年 月 日

作成者

4年〇組 氏名 B

性別 男

【欠席、早退、遅刻、保健室利用状況】

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
授業日数	198日	201日	199日	201日		
欠席	5日	3日	21日			
早退	3日	3日	12日			
遅刻	2日	2日	10日			
保健室利用状況	日数	3日	5日	20日		
	時間数	1.5時間	2.5時間	25時間		

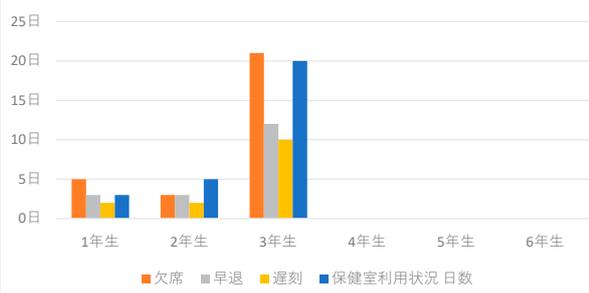
【今年度の状況(4年生)】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
授業日数	18日	17日	23日	14日								
欠席	4日	1日	1日	1日								
早退	1日	2日	0日	1日								
遅刻	2日	0日	1日	0日								
保健室利用状況	日数	4日	0日	1日	0日							
	時間数	2時間	0時間	0.5時間	0時間							

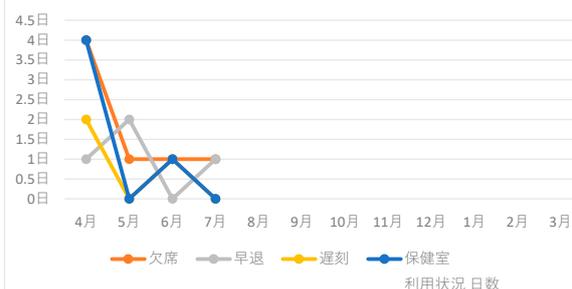
【保健室の来室状況と養護教諭の対応等の記録】

月日	利用時間(時間数)	来室状況と養護教諭の対応等
4月15日	13:30~14:00(30分)	給食後なんとなく来室し、昼休みは保健室で本を読んで過ごしていた。5時間目の授業に行きたくないと言ったが、学級担任の声掛けもあり、教室に戻る。
4月16日	09:00~10:00(1時間)	朝の会終了後、体調不良を訴えと来室した。昨日も昼休みに来室していたため、1時間目は健康観察をしながら、家庭での様子(朝食、睡眠時間等)や学校での様子(友達関係、勉強が楽しいか等)を聞き様子を見た。話をすることによって、気分も落ち着いたのか、教室に戻った。学級担任に、学級での様子や家庭についての状況を聞いたが特に問題はないようだった。保健室で聞き取った内容については、学級担任に報告した。
4月17日	10:30~10:45(15分)	中休み後、体調不良にて来室。少し雑談をすると元気になり、教室に戻った。何度も保健室に来室することが気になったため、学級担任、学年主任、校長に保健室の様子を報告した。その結果、校内委員会を開催することになった。

【欠席、早退、遅刻、保健室利用状況】

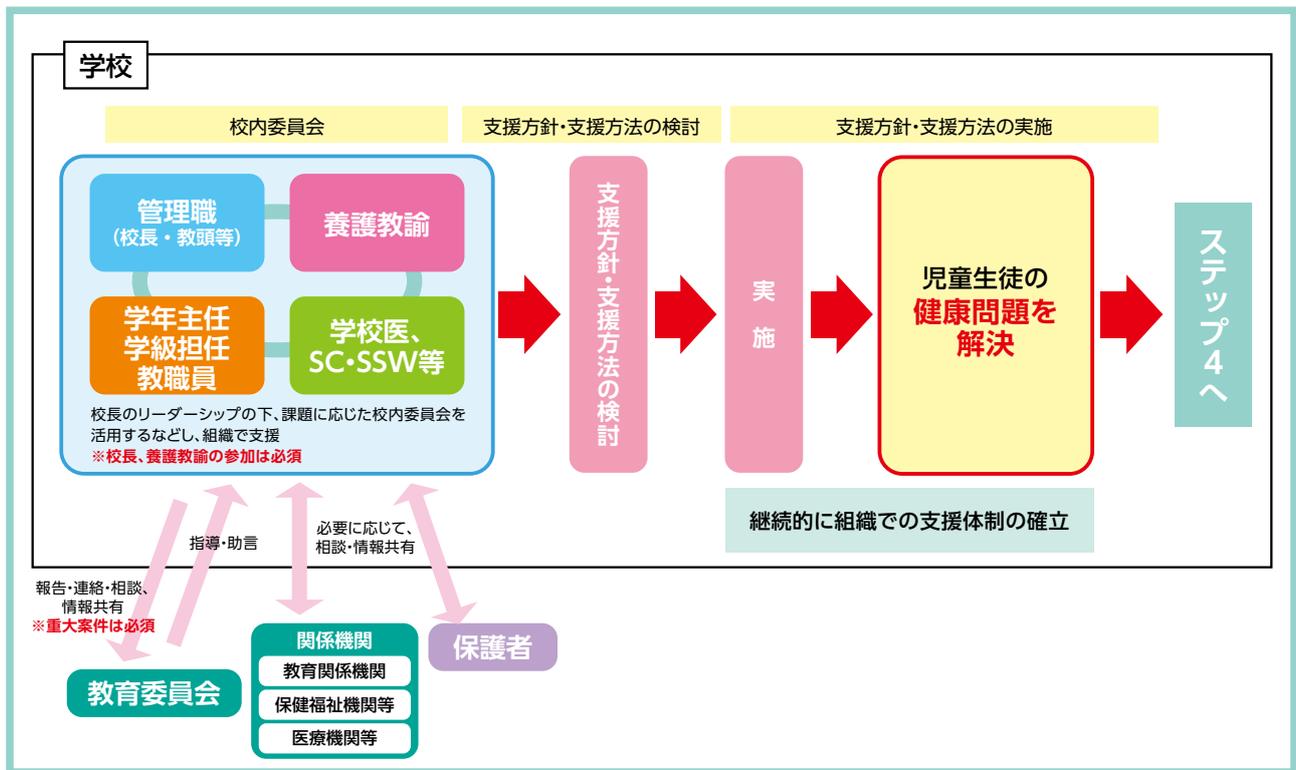


【今年度の状況(4年生)】



ステップ3

支援方針・支援方法の検討と実施



1 支援方針・支援方法の検討

(1) 基本的な考え方

児童生徒の健康課題を具体的に解決していくために、校内委員会において児童生徒の健康課題の状況を踏まえ、校長のリーダーシップの下、児童生徒の支援方針・支援方法を検討する。長期目標、短期目標を設定し、具体的にどのような方法(支援体制等)で、誰が、どこで、何を実施するか等を決定するとともに、全教職員で共通理解を図る。

※長期目標:長期的な視点にたって、児童生徒のより望ましい状況を設定する。

その間、絶えず実態を把握し、必要に応じ見直しを検討する。

短期目標:長期目標を踏まえ、すぐにも具体的に取組めるような目標を設定する。

(2) それぞれの役割

① 養護教諭

養護教諭は、

- ・ 健康面の支援については、専門性を生かし、具体的な手法や長期目標、短期目標等について助言する。
- ・ 支援方針・支援方法を検討する際、必要に応じ、学級担任や校内委員会のまとめ役の教職員、学年主任等と協力する。
- ・ 健康面の支援について、関係機関と連携した対応が必要な場合は、学校医やSC・SSWと協力するなど、より児童生徒の実態に即した支援方針・支援方法が検討されるよう働きかける。

②管理職(校長、教頭等)

管理職(校長・教頭等)は、

- ・ 支援方針・支援方法が、児童生徒に対して、有効でありかつ実現可能か、教職員の役割分担が適切か、管理職の立場から判断する。
- ・ 支援方針・支援方法について、必要に応じて学校の設置者(教育委員会等)に報告・連絡・相談する。

③学級担任等

校内委員会のまとめ役の教職員(養護教諭の場合もある)は、

- ・ 校内委員会の意見をまとめ、児童生徒に対して有効であり、実現可能な支援方針・支援方法となっているか検討する。
- ・ 支援に当たっては、関係教職員や専門スタッフの役割分担を適切に行い、全体を調整する。

学級担任等は、

- ・ 支援方針・支援方法の検討に当たっては、児童生徒の状況を把握している立場から積極的に関わる。
- ・ 一人で抱え込まず、組織として対応する意識を持つ。

④教員以外の専門スタッフ

学校医やSC・SSW等は、

- ・ 支援方針・指導方法が児童生徒に対して有効な手立てとなるよう、それぞれの専門の立場から助言する。

⑤学校の設置者(教育委員会等)

学校の設置者(教育委員会等)は、

- ・ 学校からの報告・連絡・相談に対して、必要な指導・助言等を行う。

<留意点>

- ・ 学級担任が一人で抱え込まないように、課題ごとに決めた担当教職員や学年主任、養護教諭等が支援に協力する。
- ・ 保護者への説明が必要な場合は、学級担任だけに任せるのではなく、必要に応じ、管理職や養護教諭、学年主任などと協力する。
- ・ 組織で支援することを意識し、それぞれの役割を明確にする。
- ・ 校内だけで解決することに固執せず、児童生徒の課題を解決することを第一の目標とする。そのためには適切に専門家からの支援や関係機関との連携が必要であることを、教職員が共通理解する。
- ・ 「児童生徒理解・教育支援シート」は不登校支援のために作成されたシートであるが、課題に対して、学校組織としてプランニング²するに当たり活用することも有効である。資料編P48～P55参照

2 プランニング：アセスメントに基づいて、事例に応じた目標と計画を立てること

2 支援方針・支援方法の実施

(1) 基本的な考え方

学級担任や養護教諭をはじめとする教職員等は、校内委員会で決定した児童生徒の支援方針・支援方法に基づき、それぞれが担うべき役割を適切に実施するとともに、児童生徒の課題の状況を丁寧に把握する。児童生徒の状況に何らかの変化が見られれば、速やかに全教職員等で情報共有するとともに、必要に応じて支援方針・支援方法の見直しを行う。

(2) それぞれの役割

① 養護教諭

養護教諭は、

- ・ 健康課題を抱える児童生徒の心身の状態を把握し、必要に応じ、健康相談や保健指導を行う。
- ・ 保健室登校の場合は、養護教諭が中心となり、児童生徒の指導に当たることになるが、支援内容については、必ず、管理職、学年主任、学級担任、保護者と協議した上で決定し、組織的に支援する。

② 管理職（校長、教頭等）

管理職（校長・教頭等）は、

- ・ 教職員、養護教諭、専門スタッフ、関係機関が、それぞれの役割を果たしているか確認する。
- ・ 必要に応じ、支援の進捗状況を職員会議等で共有する場を設けるなど、教職員が共通の認識で支援できるよう組織を管理する。
- ・ 支援方針・支援方法について、必要に応じて学校の設置者（教育委員会等）に報告・連絡・相談する。

③ 学級担任等

校内委員会のまとめ役の教職員（養護教諭の場合もある）は、

- ・ 校内委員会を定期的開催し、それぞれの役割が果たしているか等の状況をまとめ、関係者間の調整を図る。

学級担任等は、

- ・ 与えられた役割を果たす。
- ・ 児童生徒の状況等に変化があれば、管理職に速やかに報告する。また、学年主任やまとめ役の教職員、養護教諭とも情報共有をする。

④ 教員以外の専門スタッフ

学校医やSC・SSW等は、

- ・ 支援の実施にあたり、専門家の立場から児童生徒を支援するとともに、必要に応じ、教職員等への助言等を行う。

⑤ 学校の設置者（教育委員会等）

学校の設置者（教育委員会等）は、

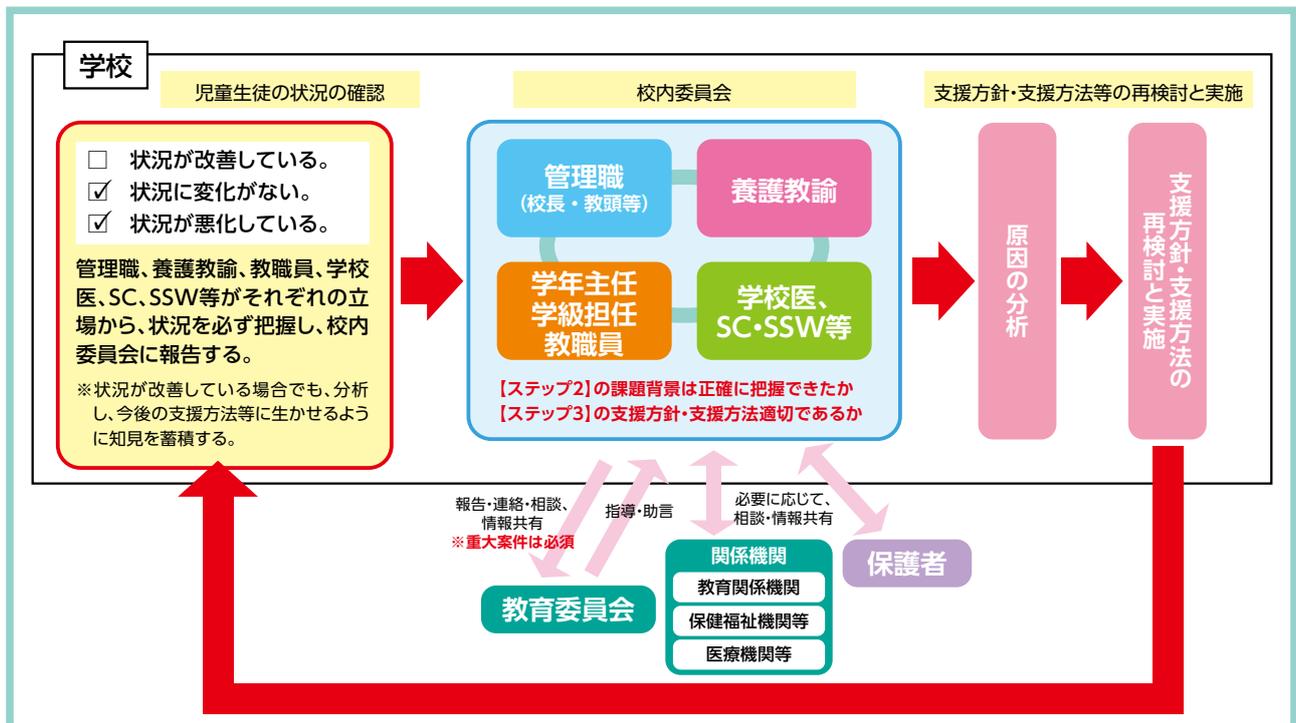
- ・ 学校からの報告・連絡・相談に対して、必要な指導・助言等を行う。
- ・ 必要に応じて、SC・SSWの派遣等、学校の取組を支援する。

<留意点>

- ・各担当者が支援方針・支援方法を実施するに当たり、困難や迷いが生じた場合は、管理職や課題ごとに決めた担当教職員、学年主任、養護教諭等と相談するとともに、必要に応じて校内委員会を開催する。
- ・教職員が判断に迷うときは、学校医やSC・SSWの助言を求める。
- ・周囲の児童生徒への配慮が必要な場合には、教職員が共通認識をもって対応する。

ステップ4

児童生徒の状況確認及び支援方針・支援方法等の再検討と実施



1 児童生徒の状況確認及び支援方針・支援方法等の再検討と実施

(1) 基本的な考え方

児童生徒の抱える健康課題の背景が多様化・複雑化している現状を考えれば、支援方針・支援方法を一度検討しただけで、全てがうまくいくことは困難な状況である。そのため、児童生徒の状況の変化について、それぞれの立場から正確に把握し、支援後、状況に変化がない、悪化している場合については、校内委員会で何が原因か分析し、支援を見直して実施する必要がある。また、改善している場合においてもその理由等を確認し、知見を蓄積していくことが他の児童生徒への支援等で生きてくるものである。この作業を繰り返し行い、児童生徒が抱える健康課題の根本的な解決を図る。

(2) それぞれの役割

① 養護教諭

養護教諭は、

- 支援前と支援後の心身の状態の変化などについて把握し、時系列で整理する等、客観的に理解できるように資料をまとめた上で、定期的に校内委員会や職員会議等で報告を行う。
- 特に支援後、状況に変化がない、悪化している場合は、【ステップ2】で把握した児童生徒の課題が正確であったか、その他の原因は考えられないか、新たな要因が生じていないかなど、情報収集及び分析を行う。
- 支援方針・支援方法を再検討・実施するに当たり、再検討した支援方針・支援方法が児童生徒にとって有効なものになるか、専門性を生かし助言する。
- 再検討された支援方針・支援方法に沿って、支援を実施する。

②管理職(校長、教頭等)

管理職(校長・教頭等)は、

- ・ 支援前と支援後の児童生徒の状況の変化について、自らも校内を見回ること等で確認するとともに、定期的に、校内委員会や職員会議等において、各教職員からの情報が確実に収集されるよう働きかける。
- ・ 特に支援後、状況に変化がない、悪化している場合は、【ステップ2】で把握した児童生徒の課題が正確であったか、その他の原因は考えられないか、新たな要因が生じていないかなど、情報収集及び分析を行わせる。
- ・ 現在の支援方針・支援方法を関係者が適切に行うことができているかなど確認し、支援方針・支援方法の再検討が必要かなどについて判断する。
- ・ 支援後、状況が悪化していると判断した場合は、直ちに校内委員会を招集し、課題解決に向けて再検討を行う。支援方針・支援方法を再検討・実施するに当たり、現在の支援との変更箇所などに注意し、変更後の支援を実施する。
- ・ 支援の見直し等について、必要に応じて学校の設置者(教育委員会等)に報告・連絡・相談を行う。

③学級担任等

校内委員会のまとめ役の教職員(養護教諭の場合もある)は、

- ・ 支援経過について時系列等で把握し、継続的に児童生徒の状況を確認する。

学級担任等は、

- ・ 支援前と支援後の児童生徒の状況の変化について、把握するとともに、校内委員会や職員会議等で、状況を報告する。
- ・ 特に支援後、状況に変化がない、悪化している場合は、【ステップ2】で把握した児童生徒の課題が正確であったか、その他の原因は考えられないか、新たな要因が生じていないかなど、情報収集及び分析を行う。
- ・ 支援方針・支援方法を再検討・実施するに当たり、再検討した支援方針・支援方法が本当に有効に機能するか、自分の役割を果たすことができるかなど確認する。
- ・ 現在の支援方針・支援方法との変更箇所などに注意し、今後の支援を実施する。

④教員以外の専門スタッフ

学校医やSC・SSW等は、

- ・ 支援前と支援後の児童生徒の状況の変化について把握するとともに、校内委員会等で状況について、それぞれの専門分野からの分析を加えた上で報告し、必要に応じて助言する。
- ・ 特に支援後、状況に変化がない、悪化している場合は、【ステップ2】で把握した児童生徒の課題が正確であったか、その他の原因は考えられないか、新たな要因が生じていないかなど、情報収集及び分析を行う。

⑤ 学校の設置者(教育委員会等)

学校の設置者(教育委員会等)は、

- ・ 学校からの報告・連絡・相談に対して、必要な指導助言等を行う。
- ・ 学校における体制が機能しているか適切に把握し、その解決に向けて主体的に対応する

<留意点>

- ・ 必ず、支援前と支援後の児童生徒の状況の変化について、時系列等で把握する。
- ・ 改善している場合でも、時点だけ見るのではなく、経過等を必ず確認するなど、継続的に児童生徒の状況を確認する必要がある。

第3章

自己点検

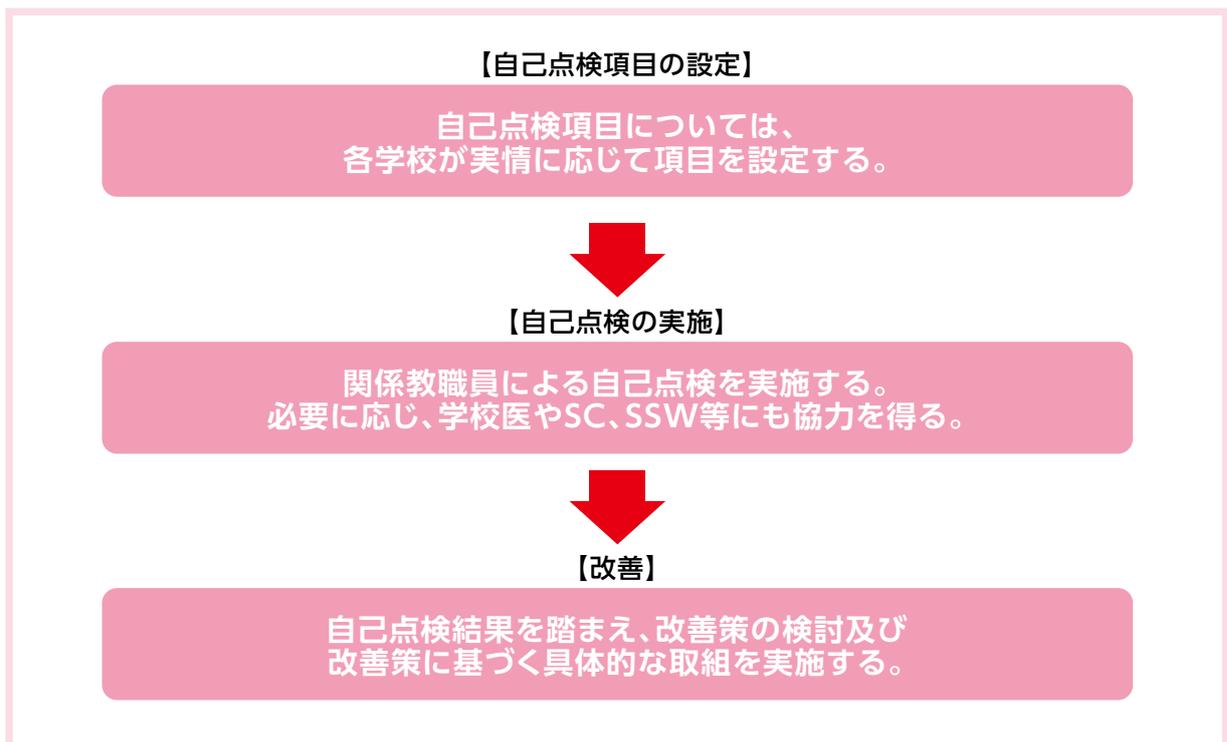
(1) 基本的な考え方

健康課題を抱える児童生徒へ適切に支援するために、学校としてステップ1からステップ4までの取組を適切に実施できたか、実施に当たり校内の教職員が有機的に連携できたか、また、適切に関係機関と連携できたかなどを自己点検し、改善につなげていくことが重要である。

このため、校長のリーダーシップの下、学校医やSCやSSW等にも協力を得ながら、関係教職員等が自己点検を実施し、その結果を踏まえて、学校の取組の改善を行う。

(2) 自己点検等の流れ

自己点検については、次の流れに従って実施する。



自己点検結果は、学校の実情に応じ、学校評価(「自己評価」³「学校関係者評価」⁴「第三者評価」⁵)の基礎資料として活用することが可能である。

3 自己評価：各学校の教職員が行う評価

4 学校関係者評価：保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価

5 第三者評価：学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況を踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について専門的視点から行う評価

参考：自己点検項目例

自己点検の項目例として考えられるものを、参考として以下に掲載した。

これらの項目も参考にさせていただき、各学校の実情や児童生徒の抱える健康課題に応じて、必要な項目を選択、加除修正し、各学校で自己点検項目を設定していただきたい。

評価:1できた 2概ねできた 3あまりできなかった 4できなかった

自己点検項目	評価	課題等
第1章 児童生徒の心身の健康の保持増進に向けた取組		
・心身の健康に関する知識・技能を育成する取組を実施しているか。	1 2 3 4	
・自己有用感・自己肯定感を育成する取組を実施しているか。	1 2 3 4	
・自ら意思決定・行動選択する力を育成する取組を実施しているか。	1 2 3 4	
・他者と関わる力を育成する取組を実施しているか。	1 2 3 4	
第2章 学校における児童生徒の課題解決の基本的な進め方		
ステップ1 対象者の把握		
1 体制整備		
全教職員が健康観察のポイントを理解することができたか。		
・健康観察等の基礎知識を理解しているか。	1 2 3 4	
・危機発生時に子供に現れやすい心身の反応等について理解しているか。	1 2 3 4	
学校内及び関係機関との連携体制の整備ができたか。		
・教職員が一人で児童生徒の問題を抱え込まないように、必ず情報共有を行っているか。	1 2 3 4	
・地域の関係機関等と連携できるような関係性を築いているか。	1 2 3 4	
2 気付く・報告・対応		
健康観察から児童生徒の気になる変化を早期に把握することができたか。		
・全教育活動を通じて、日頃の児童生徒の様子を把握しているか。	1 2 3 4	
関係教職員が、児童生徒の気になる変化を組織で情報共有することができたか。		
・児童生徒の状況を教職員や保護者、専門スタッフが情報共有しているか。	1 2 3 4	
学校全体による継続的な支援が必要か判断できたか。		
・児童生徒の健康課題に速やかに対応し、状況の変化を把握しているか。	1 2 3 4	
・児童生徒の抱える健康課題が重大であり、学校全体による継続的な支援が必要か判断しているか。	1 2 3 4	
ステップ2 課題の背景の把握		
1 情報収集・分析		
必要な情報等を収集し、課題の背景を正確に分析することができたか。		
・保健室で得られる情報や家庭状況、友人関係、教職員との関係、学習状況等の情報を整理しているか。	1 2 3 4	
・整理した情報を基に、課題の背景を分析しているか。	1 2 3 4	
・学校医等やSC、SSWから助言を受け、的確に背景を分析しているか。	1 2 3 4	

自己点検項目		評価	課題等
2 校内委員会におけるアセスメント			
児童生徒の課題を正確に把握できたか。			
・ 校内委員会のまとめ役の教職員が中心となり、児童生徒の課題の背景を把握しているか。		1 2 3 4	
ステップ3 支援方針・支援方法の検討と実施			
1 支援方針・支援方法の検討			
課題を解決するための支援方針・支援方法を校内委員会で検討できたか。			
・ 校内委員会のまとめ役の教職員と学級担任、養護教諭等が連携して支援方針・支援方法を検討しているか。		1 2 3 4	
・ 具体的な方法や長期目標、短期目標を設定しているか。		1 2 3 4	
・ 教職員、専門スタッフの役割分担が適切か、かつ実現可能かについて検討しているか。		1 2 3 4	
2 支援方針・支援方法の実施			
支援方針・支援方法を適切に実施することができたか。			
・ 教職員、専門スタッフ等がそれぞれの役割を果たしているか。		1 2 3 4	
・ 児童生徒や保護者の状況について、校内委員会等を通じて情報共有を行っているか。		1 2 3 4	
ステップ4 児童生徒の状況確認及び支援方針・支援方法等の再検討と実施			
1 児童生徒の状況確認及び支援方針・支援方法等の再検討と実施			
校内委員会で原因を分析し、支援方針・支援方法を再検討することができたか。			
・ 「ステップ2」で把握した児童生徒の課題が正確であったか、情報収集及び分析を行っているか。		1 2 3 4	
・ 支援方針・支援方法の再検討が必要な場合に、必要な見直しを行っているか。		1 2 3 4	
評価すべき点及び理由(継続する取組)			
改善すべき点及び理由(具体的方策等)			

